

土地・家屋 課税資産明細書・名寄帳の取扱いについて（お知らせ）

【概要】

現在、国では自治体システムの標準化を進めており、本市の税務システムにおいても同様に、国の標準仕様に準じたものとするよう更新作業を進めております。この更新に伴い、これまで現年度分の名寄帳に替えて課税資産明細書の交付をしてきましたが、令和6年（2024年）4月からの課税資産明細書が発行できなくなります。つきましては、以下の代替方法をご利用ください。

1 変更点

【課税明細書の取り扱い】

現 状（令和6年（2024年）3月まで）

対 応：名寄帳の帳票に替えて、現年度分においては課税資産明細書を随時発行。

手数料：無料



変更後（令和6年（2024年）4月以降）

対 応：課税資産明細書は、令和6年（2024年）4月から発行することが出来ません。

理 由：国の地方公共団体システムの標準化に伴うシステム変更のため。

2 代替方法等（令和6年（2024年）4月より）

【代替方法①】

固定資産税・都市計画税納税通知書に同封する「課税明細書」で内容を確認してください。

これまでと同様の内容を確認することが出来ます。

【代替方法 Ⅱ】

名寄帳兼課税台帳の写しを取得して下さい。過年度分及び現年度分も有料で発行します。

取得には手数料が必要となります。手数料：200円/一納税義務者

なお、4・5月（第一期納期限まで）については、無料です。（八王子市市税賦課徴収条例第55条の2による）

3 その他

【不動産登記申請や確定申告などの確認書類として、納税通知書の課税明細書の活用を！】

不動産登記申請をする際、固定資産の価格を記載する必要があります。また、ご自身が所有している固定資産について、確定申告などの用途に課税情報が必要になる場合があります。その確認書類として「固定資産税・都市計画税 納税通知書」に同封の課税明細書を利用できる場合があります。

なお、詳しい手続きについては、申請又は申告先の公的機関などにお問い合わせください。

お問い合わせ先

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市財政部資産税課

電話 042-620-7251

住民税課

電話 042-620-7218